学 術 誌　編 集 委 員 会　細 則

平成２６年４月１日制定

（総　則）

第１条　この細則は、一般社団法人広島県臨床検査技師会（以下「会」という。）の組織運営規程第 22 条及び第 30 条の規定に基づき、学術誌編集委員会（以下「委員会」という。）の適性かつ円滑な運営のために、必要な事項を定める。

（目　的）

第２条　委員会は、本会が行う学術活動、研究等より論文投稿の推進、及び学術誌の編集、発行に関わる事業活動を目的とする。

（事　業）

第３条　委員会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 学術誌「広島臨床検査」の査読、編集、発行に関する事業

(2) 学術論文の執筆、投稿の推進に関する事業

(3) その他目的達成に必要なこと

（委員会）

第４条　本会は、前条の事業を行うため、定款第 44 条及び組織運営規程第 30 条の定めるところにより、本委員会を設置する。

2　委員会は、次の委員をもって構成する。

(1) 担当副会長　　１名

(2) 委員長　　１名

(3) 副委員長　　１名

(4) 委員　　１０名以内

(5) 学識経験者　　必要に応じ、若干名

3　委員長は、会長が指名し、理事会で承認した後、会長が委嘱する。

4　副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

5　委員は、正会員の中から理事会で選任し、会長が委嘱する。

（任　期）

第５条　委員長、副委員長及び委員の任期は２年とする。

2　委員は再任されることができる。ただし、再任は通算３期までとする。

（運　営）

第６条　この事業の運営のため、委員長は次の小委員会を置くことができる。

(1) 論文査読に関する査読小委員会および編集に関する校正小委員会

(2) その他運営に関する小委員会

(3) 小委員会の委員は、委員長が委嘱する。

（職　務）

第７条　役員は、次の職務を行い、学術誌の編集・発行を行う。

(1) 委員長は、委員会を代表し、事業を統括する。

(2) 副委員長は、委員長を補佐する。

(3) 委員は、第２条に掲げる目的達成のための活動を行う。

（会　議）

第８条　委員長は、必要に応じて委員会を招集する。

2　委員会は、委員長が議長となる。

3　会議を招集しようとするときは、会議の日時、場所、会議の目的等を、書面又は電磁的記録により構成員に通知するものとする。ただし、緊急な事情又は構成員全員の同意がある場合はこの限りでない。

4　委員会は、構成員の半数以上の出席がなければ開催することができない。
5　委員会の議決は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。
6　委員の代理は認めない。
7　委員会においては、以下の事項を協議する。
　(1) 事業の計画と予算
　(2) 事業の報告と決算
　(3) その他事業に関すること

（常務理事会の承認）
第 9 条　委員長は、事業の運営について審議決定をしたものにつき常務理事会に報告し、その承認を得なければならない。

（査　読）
第 10 条　委員会は構成員から学術誌の査読委員を選任する。
2　査読委員は原則、医学検査又は他の権威ある学術誌に 1 編以上の学術論文を発表したことのある会員から選定し、本委員会の構成員とする。
3　委員会の構成員である学識経験者は原則、査読委員を担当する。

（細則の変更等）
第 11 条　この細則に定めのない事項については、理事会の決定による。
2　この細則を変更する場合には、理事会の議決を経るものとする。

（附　則）
この細則は平成２６年４月１日から施行する。